

市立病院 婦人科外来を再開

☎市立病院医事課 ☎946-2200 ☎946-2202

市立病院での婦人科外来の新規患者の受け入れを再開しました。診療日時は水・木曜日の午前中（水曜日は女性医師が担当）。なお、受診は地域医療機関からの紹介による完全予約制のため、受診を希望する人は、かかりつけの医師に相談して下さい。入院や手術が必要な場合は連携する大学病院や医療機関を紹介します。



水道水の濁り発生に伴い 使用水量を控除します

☎水道施設課 ☎924-3807 ☎929-5291



令和4年12月19日正午頃、谷塚浄水場での施設点検に伴い市の南西域を中心に水道水の濁りが発生しました。ご不便をおかけしましたことをお詫びします。この濁りの解消のため、余分な出水を行った水道使用者を対象に使用水量の控除を実施します。

■控除水量 1m³（風呂桶4～5杯分、上下水道料金で約300円）
☎2月20日(月)までに申請書を、〒340-8555水道施設課へ郵送または持参（メールも可）。詳しくは市ホームページ（QRコード）で確認を。

子育て世帯生活支援特別給付金 申請は2月28日(火)までに

☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的困難に直面する低所得の子育て世帯を支援する特別給付金を昨年6月から支給しています。対象者の内、以下のいずれかに該当する人は支給に当たり申請が必要です。市ホームページを確認し、2月28日(火)までに申請して下さい。すでに給付された人は対象外です。

- ひとり親世帯分…ひとり親で、①または②に該当する人。
①公的年金受給等により令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人で、同2年中の公的年金を含む収入が児童扶養手当受給者と同水準になった人 ②家計急変等により、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当受給者と同水準になった人
■ひとり親世帯以外分…18歳未満（障がい児は20歳未満。年齢は令和4年3月31日時点）の児童を養育し、③または④に該当する人。
③児童手当支給対象外の年齢の児童のみを養育し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ④家計急変により令和4年1月以降の収入が住民税均等割非課税者と同水準になった人

教育委員に川井かすみ氏を再任 選挙管理委員に甲信節子氏を選任

■教育委員会委員…市長は、市議会12月定例会で議会の同意を得て、川井かすみ氏を再任しました。任期は1月25日～令和9年1月24日。同氏は、平成6年東海大学短期大学部情報処理工学科を卒業、平成21年話し方教室及び司会業を開業、同30年草加光陽育成会幼児部代表、同会就学部代表に就任。同31年同委員会委員に就任。

■選挙管理委員会委員…同委員会委員の青羽章氏の辞任に伴い、補充員の中から甲信節子氏を2月1日付けで選任しました。任期は、2月1日～令和6年3月6日。



川井かすみ氏



甲信節子氏

国民健康保険税の限度額を変更

☎保険年金課 ☎922-1592 ☎922-3178

国の税制改正に伴い、国民健康保険税の1世帯当たりの限度額が、令和5年度から下表のとおり変更されます。なお、令和5年度の納税通知書は、6月中旬に加入世帯の世帯主あてに送付予定です。

■一世帯当たりの限度額

	令和4年度	令和5年度	対象年齢
医療給付費分	63万円	65万円	0～74歳
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	0～74歳
介護納付金分	17万円	17万円	40～64歳
合計	99万円	102万円	

福祉タクシー・自動車燃料費 利用券制度を改正

☎18歳以上：〒340-8550障がい福祉課 ☎922-1436 ☎922-1153
18歳未満：〒340-8550子育て支援課 ☎922-1483 ☎922-3274

移動の困難な心身障がい者の自立した生活や社会参加を支援する福祉タクシー利用券、自動車燃料費利用券の交付制度の一部を改正しました。令和4年度分の利用券を未申請の人は申請が必要です。

■制度の改正内容（令和5年度交付分から）

- ①料金が初乗り運賃相当額の倍額以上になったとき、福祉タクシー利用券を2枚まで利用可能になります。
- ②登録申請をすれば、次年度以降の申請が不要になります。

■対象者（次のいずれかに該当する人）

- ・身体障害者手帳1級～3級（上肢機能障がいのみでの3級は対象外）
 - ・療育手帳A～B
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- ※特別養護老人ホーム等の施設に入所している人は退所後に申請を。本人の住所が市内でも、居住実態が市外の人対象外。

■発行枚数 一律38枚（交付する利用券はいずれか一方のみ）

■申請方法

市ホームページ等で申請書入手し、郵送。自動車燃料費利用券のみ車検証（1月以降発行の場合は自動車検査証記録事項も必要）と運転免許証の写しも送付して下さい。3月29日(水)からは各担当課での窓口受付も開始します。

計画の素案への意見を募集

下記計画の素案への意見を募集します。素案は資産活用課・市役所情報コーナーで閲覧できます。素案の概要と意見用紙は、同課・公民館等で配布するほか、市ホームページでも入手できます。

■公共施設等総合管理計画 公共建築物、インフラ施設の維持管理や更新等の方向性を示す同計画について見直しを行った同計画（改訂）の素案。

■市営住宅個別施設計画（市営住宅長寿命化計画）市営住宅の長寿命化に係るライフサイクルコストの縮減、事業の平準化を目的として作成した同計画の素案。

☎意見がある人は、3/6(月)までに意見用紙を〒340-8550資産活用課へ。ファクス・メール（QRコード）も可。☎922-1106 ☎924-3739



市民委員を募集

上下水道事業について意見を述べ検討する、上下水道事業運営審議会委員を募集します。市の他の審議会等の委員になっていない18歳以上（4/1時点）の人が対象。報酬は会議等1回につき7000円。募集は1人。任期は4/1～令和7年3/31。公開抽選は3/6(月)午前10時から水道庁舎で。

☎3/1(日)までに市役所情報コーナー等で配布の応募用紙（A4用紙でも可）に氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日・年齢（4/1時点）・電話番号（あればファクス番号）・メールアドレス・公開抽選日の出欠・現在の職業・主な職歴・地域活動等の経験・小論文「今後の草加市上下水道事業について」（600～800字）を記入し〒340-8555水道総務課へ。ファクス・メール（QRコード）も可。☎920-5677 ☎925-5046

